

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表				
	2024年6月24日			
■取組方針掲載ページのURL :	<a href="https://www.aflac-asi.co.jp/downloads/customer_oriented/お客様本位の業務運営に係る方針.pdf">https://www.aflac-asi.co.jp/downloads/customer_oriented/お客様本位の業務運営に係る方針.pdf</a>			
■取組状況掲載ページのURL :	<a href="https://www.aflac-asi.co.jp/downloads/customer_oriented/お客様本位の業務運営に係る取り組み結果(2023年).pdf">https://www.aflac-asi.co.jp/downloads/customer_oriented/お客様本位の業務運営に係る取り組み結果(2023年).pdf</a>			
原則 2	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取り組み状況の該当箇所
	【顧客の利益の追求】  金融事業者は、高い専門性と顧客理解を保持し、顧客に対して満足・公正な取扱いを行ない、顧客の最大の利益を図ることである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めなければならない。	実施	方針1:保険商品・サービスの開発、お客様へのご提案 方針2:保険契約ご縦横軸におけるサポート 方針3:販売代理店の育成、従業員の教育等 方針4:お客様本位の業務運営を実現するための態勢 方針5:お客様本位の業務運営に係る方針	方針1:主な取り組み結果 ■1~5項(1~3ページ) 方針2:主な取り組み結果 ■1~3項(3~4ページ) 方針4:主な取り組み結果 ■1~2項(5ページ) 方針5:主な取り組み結果 ■1~3項(5~6ページ)
原則 3	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良いサービスを提供し、顧客の最大の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	上記に同じ	上記に同じ
	【料金反の透明化と整理】  金融事業者は、取引に対する顧客との料金反の可能 性について、料金の内訳や料金の構成要素等を明確にし、当該料金反を具体的に説明すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらじめ策定すべきである。	実施	方針5:お客様本位の業務運営を実現するための態勢	方針1:主な取り組み結果 ■1項(5ページ)
原則 4	(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに 当てて、例えば、以下の事例の取扱いは業務に はばかられると判断される。 ・販売会社が、自社商品の顧客への販売・推奨 等の手配を行う場合 ・販売会社が、同一グループに属する別の会社 からも顧客への販売・推奨等の手配を行う場合 ・主に又は完全に内訳、販賣部門と 連絡部門に有しておいて、当該販売部門が、資産 の運用先の法人や業務部門が取引関係を有す る企業を想定する場合	実施	上記に同じ	上記に同じ
	【手数料等の明確化】  金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料 その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサー ビスに付随するのかを含め、顧客が理解できるよ う簡潔かつ明確に示すべきである。	非該当	非該当理由は、「お客様本位の業務運営に係る方 針」の【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原 则」と当社「お客様本位の業務運営に係る方針」の 対応関係】の注釈に記載。	非該当理由は、「お客様本位の業務運営に係る方 針」の【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原 则」と当社「お客様本位の業務運営に係る方針」の 対応関係】の注釈に記載。
原則 5	【重要な情報の分りやすい表現】  金融事業者は、顧客の重要な情報の対称性があることを 跡き、顧客の重要な情報を明確にし、商品商品・サービスの底本・ 増減等に必要な情報を含む顧客が読み取れる形で提供で きよう分かりやすく提供すべきである。	実施	方針1:保険商品・サービスの開発、お客様へのご 提案	方針1:主な取り組み結果 ■5~6項(2~3ページ)
	(注1) 重要な情報には以下のような内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・ サービスの基本的な利益(リターン)、損失の 他、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の 組成や複数の金融商品の組合に対する可視化 する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・ サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意を 踏まえたものである判断する内容由由)」 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・ サービスについて、顧客との料金反の可視化が能 る場合には、その具体的な内容(第三者から受け取 る料金の内訳等)及びその取引先は業務 「以及の子会社等」	実施	上記に同じ	上記に同じ
(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、個別に購 入することができるか顧客に示すとともに、各商品の内訳を示す。顧客が複数の金融商品・ 服務を購入する場合は、顧客が複数の金融商品の 内容を比較することができるよう配慮するこ とに留意して資料を用いつつ、リストやシートの形態など して複数の金融商品の内訳を示す。また、複数の 金融商品を購入する場合、料金の内訳を示す。 顧客が複数の金融商品を購入する場合、料金の 内訳を示す。顧客が複数の金融商品を購入する場合、料金の内訳を示す。	非該当	非該当理由は、「お客様本位の業務運営に係る方 針」の【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原 则」と当社「お客様本位の業務運営に係る方針」の 対応関係】の注釈に記載。	非該当理由は、「お客様本位の業務運営に係る方 針」の【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原 则」と当社「お客様本位の業務運営に係る方針」の 対応関係】の注釈に記載。	
	(注3) 金融事業者は、顧客を取り扱える会員登録者 旗上、明示、平易かつあて、説解を認ことのな い該当的な情報提供を行うべきである。	実施	方針1:保険商品・サービスの開発、お客様へのご 提案	方針1:主な取り組み結果 ■5~6項(2~3ページ)
(注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う 金融商品・サービスについて、各商品の内訳を示す。顧客が 複数の金融商品・サービスを購入する場合は、当該複数の 金融商品の内訳を示す。顧客が複数の金融商品の 内容を比較することができるよう配慮するこ とに留意して資料を用いつつ、リストやシートの形態など して複数の金融商品の内訳を示す。また、複数の 金融商品を購入する場合、料金の内訳を示す。 顧客が複数の金融商品を購入する場合、料金の 内訳を示す。顧客が複数の金融商品を購入する場合、料金の 内訳を示す。	実施	上記に同じ	上記に同じ	
	(注5) 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際 には、情報を重要性に応じて区分し、より重要な情 報について特に強調するなどして顧客の注意を 促すべきである。	実施	上記に同じ	上記に同じ
原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】  金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取 引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・ サービスの販売、推奨等を行なすべきである。	実施	方針1:保険商品・サービスの開発、お客様へのご 提案 方針4:販売代理店の育成、従業員の教育等	方針1:主な取り組み結果 ■1~6項(1~3ページ) 方針4:主な取り組み結果 ■1~2項(4~5ページ)
	(注1) 金融事業者は、金融商品・サービスの底本・推奨 等に販売し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意を尊重したこと、また、顧客のラ イフスタイルやニーズに合わせて、顧客の資産状況と取引の 特徴を考慮した金融商品・サービスの組合せを構成する際、それに基づ き、実質的な金融商品・サービスの提供を行 う。 ・具体的な金融商品・サービスの提供は、自ら が取り扱う金融商品・サービスについて、各業 法の規定を超えて判断的に類似商品・サービスや他の金融商品・サービスとの内訳(手数料を含む)と 比較しながら行うこと。 ・金融商品・サービスの販売後において、顧客 の意向に沿うべき、長期間的な点にも配慮した 適切なプロセスをとること。	実施	方針1:保険商品・サービスの開発、お客様へのご 提案	方針1:主な取り組み結果 ■5~6項(2~3ページ)
(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合は、当該複数の 金融商品の内訳を示す。顧客が複数の金融商品・ 服務を購入する場合は、顧客が複数の金融商品の 内容を比較することができるよう配慮するこ とに留意して資料を用いつつ、リストやシートの形態など して複数の金融商品の内訳を示す。	非該当	非該当理由は、「お客様本位の業務運営に係る方 針」の【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原 则」と当社「お客様本位の業務運営に係る方針」の 対応関係】の注釈に記載。	非該当理由は、「お客様本位の業務運営に係る方 針」の【金融庁「顧客本位の業務運営に関する原 则」と当社「お客様本位の業務運営に係る方針」の 対応関係】の注釈に記載。	
	(注3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の 底本に当たる、商品の特性を踏まえ、販売対象とし ている顧客の特徴を踏まえ、商品を販売するときに は、顧客の特性に合わせて販売する。顧客の特性に応じ、 当該商品の販売・推奨等が適当となり得る範 囲で検討すべきである。	実施	方針1:保険商品・サービスの開発、お客様へのご 提案	方針1:主な取り組み結果 ■5~6項(2~3ページ)
(注4) 金融事業者は、特に複数又はリスクの高い金融 商品の販売・推奨等を行う場合や、販売取扱いを受 受けやすい傾向の顧客がグループにして商品の販 売・推奨等を行う場合は、商品の特性に応じて販 売・推奨等が適当となり得る範囲で検討すべきである。	実施	上記に同じ	上記に同じ	
	(注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱い金融商品 の仕組み等に係る知識を深めるよう努めるととも に、顧客に対する知識を深め、顧客の資産状況、取引の 特徴を考慮した金融商品・サービスの組合せを構成する際、それに基づ き、実質的な金融商品・サービスの提供を行 う。	実施	方針1:保険商品・サービスの開発、お客様へのご 提案 方針4:販売代理店の育成、従業員の教育等	方針1:主な取り組み結果 ■5~6項(2~3ページ) 方針4:主な取り組み結果 ■1~2項(4~5ページ)
原則 7	【従業員に対する適切な報酬ガイドの作成&実行】  金融事業者は、顧客の最大の利益を追求するための行 動、顧客の公正な取扱い、利益相反の避免可能な措置等を実 施するように設計された報酬・業績評価系、従業員研修・ 培養等の制度を組み、適切なガイドラインを策定すべきである。	実施	方針2:保険契約ご縦横軸におけるサポート 方針3:お客様にご支払いただく保険料の対価と してのサービス 方針4:販売代理店の育成、従業員の教育等 方針5:お客様本位の業務運営を実現するための 態勢	方針2:主な取り組み結果 ■2項(4ページ) 方針3:主な取り組み結果 ■1~2項(4ページ) 方針4:主な取り組み結果 ■1~2項(4~5ページ) 方針5:主な取り組み結果 ■2項(6ページ)
	(注) 金融事業者は、各部門にこれに沿っている ばかりに顧客を接待する内容について、これらに 携わる従業員に通知するとともに、当該従業員の 培養等の支援・検査するための体制を整備すべきである。	実施	上記に同じ	上記に同じ
【照会先】				
部署	契約者サービス部			
連絡先	0120-558-075			